

青森県報

第二千二百八十九号

平成十六年
二月十六日
(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定	保安林の指定解除予定	右	右	土地収用法による事業の認定	道路の区域の変更	道路の供用の開始	公 告	大規模小売店舗の変更の届出	大規模小売店舗の廃止の届出	出先機関	土地改良区の役員の退任	土地改良事業の工事の完了	道路の位置の指定
(林政課)	(林政課)	(同)	(同)	(監理課)	(道路課)	(同)	(同)	(経営振興課)	(同)	(同)	(農林水産所)	(北地方農林水産事務所)	(十和田県土整備事務所)
…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
一	一	二	二	二	三	五		五	六		六	六	六

告 示

青森県告示第八十七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

青森市大字新城字平岡一四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第八十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡三戸町大字泉山字船場ノ上七六の三

二 保安林として指定された目的

- 土砂の流出の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
- 道路用地とするため

青森県告示第八十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 三戸郡南部町大字沖田面字梨子木八四の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養
 - 三 保安林を解除しようとする理由
 - 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第九十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
 - 三戸郡新郷村大字戸来字雨池二の二〇、一一の二二三
- 二 保安林として指定された目的
 - 水源のかん養

- 三 保安林を解除しようとする理由
- 道路用地とするため

青森県告示第九十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
 - 天間林村
- 二 事業の種類
 - 天間林村農産物集出荷貯蔵施設建設事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
 - 青森県上北郡天間林村大字天間館字森ノ上地内
 - 2 使用の部分
 - なし
- 四 事業の認定をした理由
 - 1 法第二十条第一号の要件
 - 本件事業は、農業を基幹産業とする上北郡天間林村の主要作物であるにんにくの品質を保ち消費者に高品質な製品を安定供給し、もって同村の農業経済の安定と向上に寄与するものであり、法第三十二条第三号の「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する事業と認められる。
 - このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件
 - 起業者は、事業遂行について既に財源措置を講じていることから、充分な意思と能力を有していると認められる。
 - このため、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件

上北郡天間林村は、農業を基幹産業としているが、夏期は偏東風(ヤマセ)のため気温が低く、冬期は北西の季節風が吹く内陸型の豪雪地帯であり、にんにくは、冷害に強い転作物として同村における主要な作物となっている。

本件事業は、高品質のにんにくを長期保存し、消費者に一年を通じて安定供給を図るためのもので、これによりにんにくの産地としての地位が確保され、国内の産地間等において競争力のある農業経営が展開されることで生産農家の農業所得が向上し、村の基幹産業である農業経営の安定に寄与するなど、本件事業の施行により得られる利益は極めて大きいと認められる。

一方、本件事業の施行により失われる利益としては、施設等から発生する騒音、施設による日陰、農繁期の搬出入車両による交通安全面等の周辺環境への影響が考えられるが、騒音については、防音対策により対応可能であり、日陰については、周辺の土地利用が主として主要農業施設が立地する農地地域で比較的空地が多いため日照阻害の影響は軽微であり、また、交通安全の面については、歩道が整備され、施設への経路に学校等がなく住宅も少ないことから交通安全上の危険性も低いなど、失われる利益は軽微であると認められる。

よって、本件事業の施行によって得られる利益と失われる利益を比較考量した結果、得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

また、本件起業地の選定にあたり、他の関連施設との機能的な管理運営、当該施設建設の経済性、周辺環境への影響の観点から、三箇所の候補地を検討しているが、本件事業の起業地は、機能面及び経済性において共に優れており、また、周辺環境に与える影響も軽微であるなど総合的に判断して三案中で最も優れていると認められる。

以上のとおり、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較考量した結果、得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件

事業の起業地は他の候補地と比較して総合的に優れていると認められることから、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件

昨年、にんにくの保存剤として長年使用されてきた萌芽抑制剤が、突然、供給停止となり、既存の貯蔵施設ではこれまでの規模で高品質な製品を通年出荷することが困難となったことで、平成十五年度の作付け面積が減少し、農業を基幹産業とする村の経済に大きな影響を及ぼしており、今後、にんにく産地としての地位を維持し農業経営の安定を図るためには、本件事業による貯蔵施設の完成が急務となっている。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、その目的を実現するために必要とする最小限のものであると認められ、さらに、起業地に一時的な利用に供される部分が含まれておらず、収用の手段を講じることの合理性が認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

天間林村役場

青森県告示第九十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
	県道	孤槌木造線	西津軽郡木造町大字蓮花田字駒ヶ宿一三九の一から 西津軽郡木造町字早田一の八まで			前	後	

青森県告示第九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月十五日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	西津軽郡岩崎村大字松神字上浜松九二の二一から西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜一四八の三まで	平成一六・二・一六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オン下田ショッピングセンター
上北郡下田町字中野平四〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二
代表取締役社長 横田稔弘
三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	〔荷さばき施設 A〕午前六時から午後八時まで 〔荷さばき施設 B〕二十四時間 〔荷さばき施設 C〕午前六時から午後十時まで	平成一六・三・五

四 届出年月日
平成十六年二月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年二月十六日から同年六月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年六月十六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

（一）意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

（二）意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

（三）意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

デンコードー青森サンハイツ

青森市桂木四丁目八の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇

代表取締役 井上元延

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	一、二三五平方メートル
廃止後	〇平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十六年二月二日

五 届出年月日

平成十六年一月三十一日

出 先 機 関

土地改良区の役員の内退

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田

子町土地改良区から、次のとおり役員の内退の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年二月十六日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	日 沢 孝 夫	三戸郡田子町大字山口字山口一五の四	平成一六・一・一五

土地改良事業の完了

戸沢地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十六年二月十六日

北方農林水産事務所長 斉 藤 剛

一 県営土地改良事業の名称

担い手育成基盤整備（緊急農地集積ほ場整備）事業

二 工事を完了年月日

平成十五年十二月二十六日

十和田県土整備事務所告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、十和田県土整備事務所及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年二月十六日

十和田県土整備事務所長 清 藤 栄

の 四	三 沢 市 大 字 三 沢 字 南 山 五 七	位 置
ル	三 六 ・ 九 〇 メ ー ト	延 長
	六 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	幅 員
一 六 ・ 二 ・ 二	平 成	年 指 日 定

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭